

ふるさとファイル

展示コーナーだより
第 55 号
平成 25 年 7 月
生涯学習課文化財係

展示期間
平成 25 年 7 月 3 日 (水)
~9 月 29 日 (日)
※図書館休館日を除く
※期間中、一部、展示内容が変わります

銃後の生活 ~欲しがりません 勝つまでは~

昭和 6 年 (1931) の満州事変勃発とともに、長い戦争の時代が始まります。とくに昭和 12 年の日中戦争開始以降は物資や労働力の不足が深刻となったため、政府は国民生活に様々な制限を加えはじめました。

戦争の影響が次第に人々の日常生活に浸透していくさまを、地域に残る資料や当時の写真を通じて紹介します。

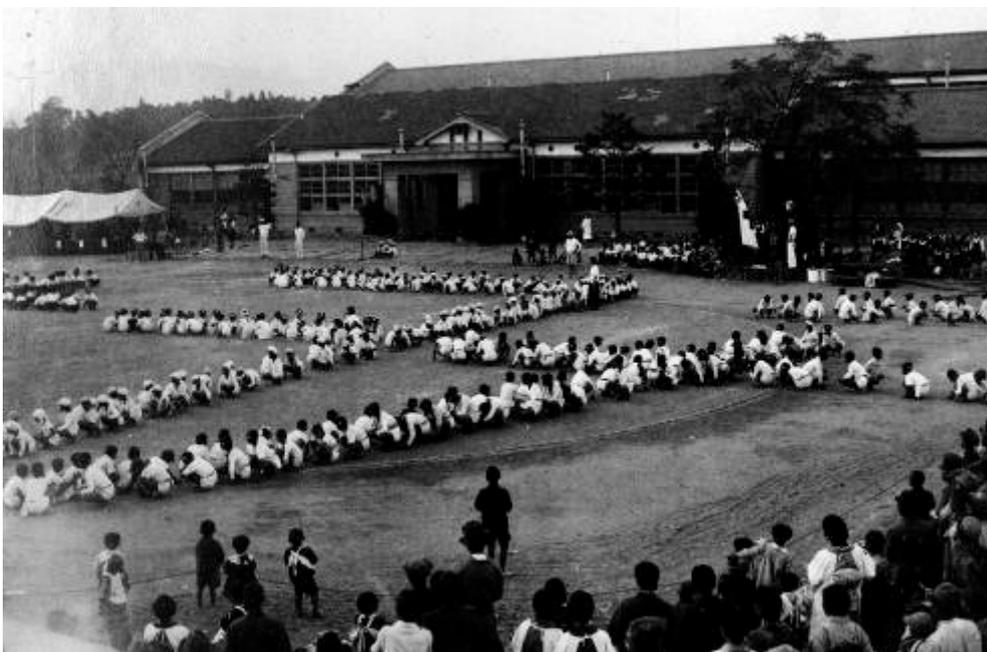


貯金の奨励

日中戦争の開始以降、飛躍的に増加した戦費を賄うため、増税と国債の発行以外に貯金の奨励が組織的に進められるようになりました。

昭和 16 年 (1941) には「国民貯蓄組合法」が制定されます。この法令によって、国民は地域や職場、学校などで結成された国民貯蓄組合のいずれかに必ず加入し、それぞれの組合で貯金をすることになりました。

子どもたちも例外ではなく、「貯蓄報国」「一億一心百億貯蓄」をスローガンに貯金が奨励されました。神足小学校の教師らによって編集された地域新聞『神足月報』にも、小遣いを貯金したり、国防献金を行ったりする様子が紹介されています。



昭和 16 年、
「チヨキン (貯金)」人文字
(神足小学校所蔵)

神足小学校鍛錬大会で演じられた、児童による人文字です。「チヨキン (貯金)」の「チ」と「ヨ」の部分が写っています。



国債の発行

政府はさらなる戦費調達のため、「貯蓄債券」「報国債券」という名前の戦時国債を盛んに発行しました。やがて国債は、町内会や隣組になかば強制的に割り当てられるようになります。このように国民は、貯金だけではなく国債の購入も求められることとなりました。



昭和 17~19 年、戦時国債券
(教育委員会所蔵)



統制された日常生活

中国における戦争の本格化は、人的・物的資源の不足をもたらし、さらに太平洋戦争に入ると生活必需品の不足はますます深刻になりました。

昭和 16 年には日用品の購入が制限され、米や生鮮食料品、衣料品などほとんどの生活物資は購入切符や通帳による配給制がとられました。部落会を通じて各家庭に配布された購入切符など、地域にはさまざまな品目の配給に関する記録が残っています。

さらに軍需品の材料となる資源の不足を補うため、鉄鋼・銅・鉛・ゴム・羊毛などの使用を禁止するとともに、一般家庭や学校などから金属品を供出させて軍需産業へ優先的に資材を投入しました。



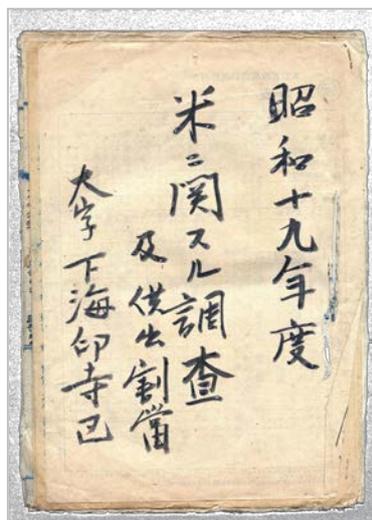
昭和 17 年
サトイモ購入券
(教育委員会所蔵)



供出される乙訓寺の梵鐘 (乙訓寺所蔵)

昭和 19 年度 米ニ関スル調査 及供出割当 (下海印寺区有文書)

政府は、食糧不足を補うため農村から米を始めとする農産物の供出も実施しました。供出量を確実なものとするため、収穫後ではなく植付け前に、前年度の実収高に応じて各農家に供出量を割り当てています。



各社寺からも梵鐘や金属製品が供出させられました。市域では、乙訓寺のほかに勝龍寺・光明寺・楊谷寺の梵鐘が供出されています。